



共済が共済であるために

富沢 賢治

協同組合の危機

1853年、アメリカ海軍の黒船が日本に来航して開国を迫り、15年後に江戸幕府が崩壊しました。それからおよそ150年が経ちましたが、今度はTPPという黒船が来航し、市場開放を迫り、日本を騒がせています。船主は巨大な多国籍企業群のようです。新自由主義という旗印を掲げ、市場開放を求めています。

井伊大老は開国政策をとり、反対派を弾圧しました。このたびは安倍首相が開国政策をとり、反対派の封じ込めを図っています。農業協同組合が槍玉に上げられました。2015年には「改正農協法」が成立し、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に組織変更されることになりました。全国農業協同組合連合会の株式会社化は見送られましたが、農協を株式会社に組織変更できるとする規定がおかれませんでした。

日本は、アメリカとともに新自由主義の先端を走っています。「企業が一番活動しやすい国をつくる」というのが、現政権の政策です。新自由主義的な見解によれば、競争原理にそぐわない協同組合という組織は非効率だから株式会社化するほうが望ましいということになります。各産業分野に競争原理を持ち込んで効率化を図ろうとする新自由主義の方針が一般化されるならば、農協だけでなく、他の協同組合も規制改革の対象となりかねません。協同組合は、営利企業に転化することを促されるか、営利企業と同等な活動条件を強制されることになるでしょう。

共済団体の危機

共済団体も同様な状況に置かれています。共済事業を保険事業と同じ法律のもとで規制しようとする保険行政一元化の要請は、保険行政当局と保険業界によってこれまで一貫して追求されてきましたが、2005年の保険業法改定においては「保険業」の定義が変更されるに至りました。「保険業」は、旧法では保険会社の保険を意味していたのですが、改定法においては保険原理を利用する事業が「保険業」と規定され、共済事業も「保険業」に含まれることになりました。

それぞれの根拠法をもつ、協同組合、労働組合の共済事業は、保険業法の適用除外となりましたが、根拠法のない共済事業は、新設された「少額短期保険業者」または保険会社に移行し、保険業に基づく規制を受けることとなりました。PTA、障がい者、開業医、登山家などの民間団体が会員の助け合いのために作りあげた「自主共済」組織は、廃業や保険会社の保険への切り替えなどを余儀なくされました。

今後の展望

逆風の下に立たされた共済運動が今後、共済運動として自らを維持し発展するためには、どうしたらよいのでしょうか。日本共済協会（以下、協会と略称）の果たす役割がますます重要になると思います。

協会は、共済団体が連携して共通課題に取り組む必要性が高まった結果、1992年に設立されました。現在、17団体から構成される協会は、「協同組合が行う共済事業の健全な発展」（定款）を目的として、調査、研究、広報等の定型

業務のほかに、共済相談所の運営、政策課題への対応などを行っています。

政策課題への対応としては、協会は、相互扶助に基づく共済の理念が損なわれることがないよう、認可共済への規制の強化に反対しています。保険法案の国会審議の際には、コミュニティの発展にとって健全な自主共済団体の活動がいかに重要であるかを、参考人として訴えてきました。

TPPの問題に関しては、協会は、2011年から2014年にかけて、「TPPにかかる共済事業検討会」を設け、「日本の保障事業のあるべき姿の維持と健全な発展のために、現行の法制（協同組合法）の下に共済事業が行われることは必要不可欠である」と結論づけ、各会員団体が統一してこの主旨に基づいて、それぞれの監督官庁への対応を行うための資料『日本の保障事業における共済の存在意義（試案）』を作成しました。そして、このような方針にもとづいて、各団体はそれぞれの監督規制・契約内容・事業実態に応じてこの資料を完成させ、監督官庁に対応することになりました。

個人的な感想

事情をよく理解しない部外者が協会の方針についてコメントするのは、誤解の可能性があるので、控えるべきかもしれません。以下の私見は、外部から見るとこのような感想もあるのかといった程度に受け止めていただきたいと思います。

私見によれば、各会員団体がそれぞれの監督官庁への対応を強化することは重要ですが、個別対応の結果として、会員団体に対するそれぞれの監督官庁からの締め付けが強くなるという可能性もあります。それを恐れるあまり会員団体がTPP反対運動を自粛するならば、協会は

共済団体の代表者としての機能を十分に発揮することができなくなるでしょう。各会員団体がそれぞれの監督官庁への対応を強化するとともに、協会自体が、共済団体の代表として、政府と金融庁に働きかけることが必要ではないでしょうか。

社会運動の根本原則は、「数は力なり」です。共済運動において数を力にするためには、二つの課題があると思います。

第一の課題は、共済事業の組織横断的連携の拡大強化です。協会は、現状では協同組合共済の全国組織を会員とする団体ですが、さらに労働組合共済、自主共済を包含した、共済事業全体を代表する組織となる必要があるのではないのでしょうか。

第二の課題は、協同組合運動全体のナショナルセンターの設立です。共済規制の問題は共済団体だけの問題ではありません。協同組合共通の問題です。共済組織と協同組合を規制しようとする新自由主義的政策に対抗するためには、共済組織のナショナルセンターである協会の強化とともに、協同組合全体のナショナルセンターをつくり、両者が連携する必要があるのではないのでしょうか。

参考文献

- ※相馬健次「これまでの共済規制立法とひとつの懸念事項」中川雄一郎編『TPPと共済規制問題』非営利・協同総合研究所、2016年8月。
- ※武田俊裕「共済事業の組織横断的連携の現状と方向性——日本共済協会の果たす役割」日本協同組合学会の研究会報告、2016年8月19日。
- ※富沢賢治「協同組合運動はナショナルセンターを必要とする」『にじ』JC総研、2016年秋号。

（一橋大学名誉教授）